

「救急医療」に係る医療提供体制の実現に関する国と都道府県の役割 <イメージ>

【 都道府県が医療計画において定める数値目標（例） 】

- ・死亡率を〇〇%低下させる。

☆全国共通の指標でもって把握した都道府県の「救急医療」提供体制の実態をベースに当該都道府県において設定した今後推進すべき数値目標

☆医療提供体制の状況に応じた全国共通の指標を国が提示。

【 国 の 役 割 】

“ 施設・設備 ”

- ・100万人当たりの救命救急センター数
- ・人口当たりの救急告示病院数
- ・要請から救急医療の実施までに要する時間（ドクターヘリ導入の有無など）

“ 消防機関との連携 ”

- ・人口当たりの救急救命士配属数
- ・メディカルコントロール体制の充実度
 - ・救急救命士への指示体制
 - ・救急救命士の実習体制
 - ・重症例の事後検証体制 等

“ 住民の救命への参加 ”

- ・救命講習の参加者数
- ・バイスタンダーによる心肺蘇生の実施率（AEDの利用を含む）
- ・公共施設におけるAEDの普及率

“医療状況のモニタリング”

- ・救急症例（重度外傷、脳卒中、心筋梗塞、CPAOA等）ごとの医療機関への搬送状況（数）とそれに応じた生存率及び社会復帰率

「医療提供体制の改革のビジョン」に基づく「救急医療」に係る国のビジョンの明示

【 「救急医療」に係る医療提供体制のビジョン 】

- ・「救命の連鎖」を意識した救急対応の構築（住民、救急隊、救急医療機関、高次医療機関、リハ実施医療機関それぞれの質の確保と連携）
- ・地域における救急医療ネットワークの明確化

住民（患者）が求める医療提供体制

- ・24時間安心してかかる医療機関の把握
- ・早期の社会復帰の実現

医療機関に今後求められる役割

- ・迅速で質の高い救命医療の提供
- ・質の高い救命医療の実施

国が目指すべき救急医療提供体制

- ・「救命の連鎖」を意識した救急対応の構築
- ・地域における救急医療ネットワークの明確化

G県における「救急医療」に関する医療提供体制の推進方策

1. 医療法に基づく制度的な支援（第5次医療法改正）

- ①救急医療の拠点となる医療機関を日常医療圏ごとに指定できる方策の検討
- ②医療計画による救急医療ネットワークの明示（病院前救護体制に対するメディカルコントロールの推進など）
- ③都道府県が認定する医療法人（民間）を中心とした保健医療福祉の提供グループの構築

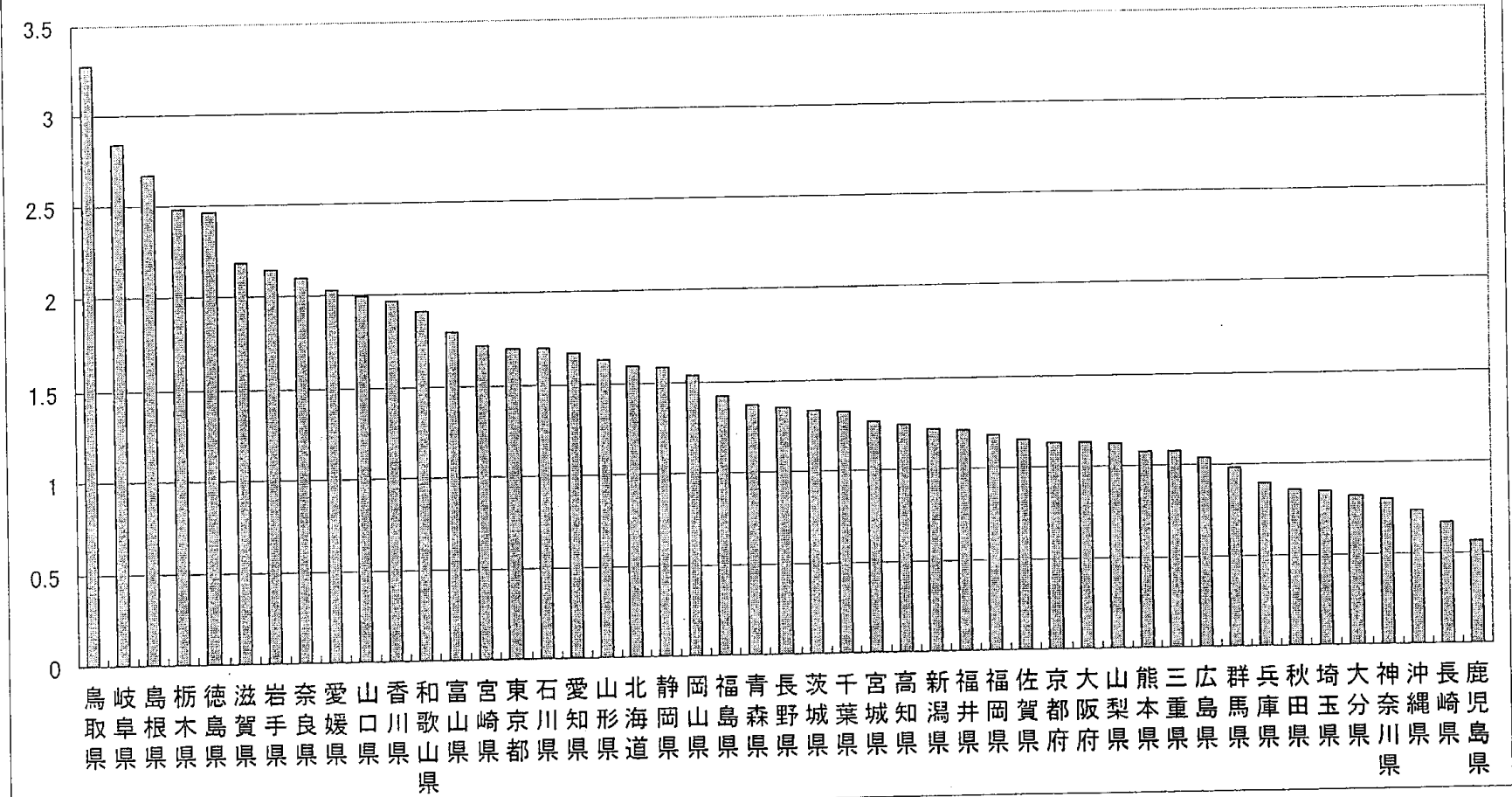
2. 交付金・補助金等による財政的な支援（平成18年度実施）

- ☆国が示す指標に基づいた質の高い医療提供体制の構築
- ☆指標に基づいた透明性の高い基準による各種支援（補助金・政策融資など）
- ☆政策評価による翌年度につながる行政施策の見直し

G県の医療提供体制に係る数値目標「救急医療」
（例）

○死亡率を○○%低下させる。

都道府県別にみた人口100万人あたりの救命救急センターの数



平成16年厚生労働省医政局指導課調べ (人口は総務省統計局平成16年10月1日現在推計人口)